

MS リフォームローン

平成25年1月21日現在

商品名	MS リフォームローン	MS リフォームローン (団体信用生命保険付)
ご利用いただける方	次の条件を全て満たす個人及び個人事業主の方 <ul style="list-style-type: none"> ・申込時の年齢が満20歳以上、満65歳未満 ・現勤務先（又は事業）に2年以上勤務（又は継続）している ・年収が150万円以上 ・ローン対象物件が自己所有、又は同居家族所有であること ・三菱UFJニコス株式会社の保証が得られる方 	
資金使途	家屋の増改築、瓦、内外扉、車庫等の修理費用 ※工事着工前、完成後の写真撮影を行います	
ご融資限度額	10万円以上 500万円以内（1万円単位）	
ご利用期間	6ヶ月以上 10年以内	
ご融資利率	年7.0%（保証料込）	年7.318%（保証料込） ※団体信用生命保険料を含みます
	<ul style="list-style-type: none"> ・ポイントサービス会員で最大2.5%金利引き下げ ・エコ（ソーラーシステム設置、オール電化工事等）及び介護（バリアフリー改築資金等）対応資金の場合は、上記金利より0.2%優遇されます。 ※各金利優遇サービスの重複はできません	
ご返済方法	① 毎月元利均等割賦返済とし、ボーナス併用による返済も可能ですが、ボーナス返済分はご融資金額の50%以内とし、6ヶ月毎の間隔とします ② 元金返済の据置はありません	
保証人・担保	原則として不要ですが、同居家族の所有不動産の場合は、その所有者は連帯保証人となります 又、その他の場合でも三菱UFJニコス株式会社の判断により連帯保証人が必要となる場合があります	
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部（9時～17時、電話：096-355-6112）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 熊本県弁護士会（電話：096-325-0913）、鹿児島県弁護士会（電話：099-226-3765）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部若しくは全国しんきん相談所にお問合わせください。 	